



岩手・北上民商

消費税と社会保険料の4年間の 納税納付の猶予を勝ち取る

消費税1800万円と社会保険料5千万円が滞り、倒産に追い込まれようとしていた警備保障会社が岩手・北上民主商工会に相談して消費税と社会保険料がともに4年間の納税・納付の猶予が認められました。

各地の民商の粘り強いたたかいや全国商工団体連合会が日本共産党の国議員と連携して引き出した国会答弁が大きな力になりました。

「消費税の滞納分1800万円を5月の連休明けに納めないと売掛金を差し押さえる」との連絡

社会保険料徴収に関わる国会答弁

(参院財政金融委員会での小池晃参院議員(共産)への答弁)

○「換価の猶予」の取り扱いについて

国税庁「申請と職権でそれぞれ原則1年間、やむを得ない場合、最長2年間まで延長でき、全て適用された場合は4年間の猶予が認められる(3月12日)

厚労省「社会保険料に関しても取り扱いが国税庁と同様(同)

○滞納処分について

鈴木俊一財務相「あまりも取り立てが厳し過ぎて、破綻に追い込むというようなことはいかがなものか(同)

(参院厚生労働委員会での倉林明子参院議員(共産)への答弁)

○強権的な徴収について

武見敬三厚労相「個々の事務所の状況を丁寧に聞きながら、適切に対応するよう日本年金機構に指導してきた。事業主が納付協議に応じず、猶予の取り消しや財産の差し押さえを行う場合であっても、法令上の根拠を示し、丁寧な対応を行うよう、日本年金機構や年金事務所に周知徹底した(4月4日)

全国商工新聞7月22日号より

があつた。会社は潰れてしまい、60人の従業員を路頭に迷わせることになりかねない」。5月1日、警備保障会社を営むKさんが突然、北上民商を訪ねてきました。話を聞くと社会保険料も5千万円ほどを滞納し、日本年金機構の本部から「5月中に納めなければ売掛金を差し押さえる」との連絡を受けていました。

翌日、民商ではKさん

と一緒に花巻税務署に出向き総務課長と交渉。「納付の猶予は最長4年」「事業の継続に配慮する」との大臣答弁等を日本共産党の小池晃参院議員が引き出したこと(全国商工新聞(4月8日号)を示して売掛金等への差し押さえを行わず、「4年間の納税の猶予で分納計画を認めてほしい」と要請。自民党国会議員の裏金問題にも触れ、「厳しい経営でも真面目に納税義務を果たそう」としている

会社が消費税の滞納を理由に売掛金を差し押さえられようとする一方で、自民党の裏金国会議員は納税の義務すら果たさず、国税当局は税務調査すら行っていないのは、全く不公正な対応ではないのか」と正しました。総務課長は「私の責任で差し押さえはさせません。署長にもその旨を伝えます」と約束。滞納処分を回避し、4年間の納税の猶予が認められました。社会保険料についても日本年金機構の本部と交渉して4年間の納付の猶予が認められ、事業が継続できるようになりました。

こうした結果を勝ち取ることができたのは、何よりもこの間、全国各地の民商と全商連が税と社会保険料の負担に苦しむ業者からの相談を受けてたたかい、さらには国会での日本共産党国会議員団の奮闘があつたからだと思えます。

地、民商と全商連が税と社会保険料の負担に苦しむ業者からの相談を受けてたたかい、さらには国会での日本共産党国会議員団の奮闘があつたからだと思えます。

いま、私たちの民商では、「高すぎる国保税を引き下げる北上市民の会」に参加し、国保税の引き下げを求める運動にも取り組んでいます。北上市は、県内でも国保加入者の滞納率が14%以上と一番高く、7世帯に1世帯が滞納しています。国保基金(ため込み金)10億円や財政調整基金9億円などを繰り入れれば、応益割(均等割・平等割)をなくして国保税の引き下げは十分可能と訴えています。社会保険料についても、中小企業の負担を軽減させ、大企業から応分の負担を求めることが必要だと思えます。

岩手・北上民商事務局長 伊藤 裕二